

下関市監査委員公表第 1 2 号
令和 7 年(2025 年) 7 月 2 3 日

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文
同 秋 森 和 也
同 戸 澤 昭 夫
同 井 川 典 子

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
保 健 部	保健医療政策課、地域医療課、生活衛生課、試験検査課、健康推進課、動物愛護管理センター

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

保健部
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の期間

保健部
令和7年5月1日から令和7年7月10日まで

6 監査の結果

監査した限りにおいて、財務に関する事務は、「7 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね適正に処理されていた。

7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

保健部 保健医療政策課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
保健部 地域医療課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
保健部 生活衛生課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
保健部 試験検査課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
保健部 健康推進課	
	[指摘事項] (1) 前回監査の指摘事項にも関連するが、週休日の管内出張命令簿において、自宅、業務場所、本庁、自宅へと移動した管内出張について、本庁から自宅は対象とならないにもかかわらず路程距離に算入したため、管内出張旅費に過支給が生じていた。所要の処置を講じるとともに、確認体制を強化されたい。 [意見] (1) 前回監査の意見でもあるが、予定価格の積算において、単価の記載はあるものの、積算額に「昨年度実績」と記載されているもの、単価契約の単価で

	「前年度単価と同額」と記載されているものがあり、予定価格の算出根拠として不明瞭と思料するものが確認された。予定価格が適正かつ妥当なものであることが確認できるよう、可能な限りその額の算出根拠を明確にされた。
保健部 動物愛護管理センター	
	[指摘事項] (1) 現金の直接収納に係る事務において、以下の事項が見受けられた。下関市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。 ア 金銭出納帳に記載されていない現金の収納及び指定金融機関への払込みが確認された。このため、実際の現金の出納と現金出納報告書に齟齬が生じていた。 イ アの現金のうち、1件は指定金融機関への払込みが、下関市会計規則に規定する期限までに行われていなかった。 ウ 4月23日に収納した現金を4月24日に指定金融機関へ払込みを行っていてもかかわらず、金銭出納帳は4月24日に収納した現金と合算して4月25日に指定金融機関へ払い込んだこととして、金銭出納帳に記載されていた。 [意見] なし

以上